

函館市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第5項の規定に基づき，企業局を対象として，随時監査（工事監査）を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成29年5月15日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成28年度 随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

工事名 市役所前～函館駅前間軌道改良工事
工事担当部局 企業局
予算主管部局 企業局
契約担当部局 企業局

2 監査の期間

平成28年11月28日から平成29年2月27日まで

3 監査の方法

平成28年度において施工中の上記監査対象工事の設計・積算・契約・施工・工事監理等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査および現場調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、工事技術面の調査については、協同組合総合技術士連合へ委託し、平成28年11月28日・29日に実地調査を行った。

4 監査の結果

本件随時監査の結果は、以下のとおりである。

工事概要

工事場所	函館市若松町2番～若松町7番
工事内容	舗装切断 1, 535 m
	舗装版取壊 992 m ²
	軌条撤去 342 m
	護輪軌条撤去 60 m
	軌条敷設 342 m
	護輪軌条敷設 111 m
	コンクリート打設 135 m ³
	コーナーアングル設置 1, 361 m
	間隙ゴムパッキン挿入 340 m
	アスファルト舗装 340 m ²

区画線	3 4 8 m
クロスボンド設置	1 箇所
レールボンド設置	6 4 箇所
排水設備設置	1 箇所 ほか
請負金額	58,514,400円
請負業者	株式会社 カネス杉澤事業所
工 期	平成28年7月28日から平成29年1月31日まで

(1) 設計

設計においては、共通仕様書が整備されているか、特記仕様書の必要事項は記載されているか、設計図面および明細書は的確に作成されているか、内容に不一致はないかなどについて、実施設計書、設計仕様書等を調査した結果、適正に執行されていた。

(2) 積算

積算においては、設計書、設計図等を基に歩掛、単価、数量、金額は適正か、また、その算出根拠は明確かなどについて調査した結果、適正に執行されていた。

(3) 契約

契約においては、入札および契約締結などについて、入札関係書、契約書、支出負担行為伺書等の関係書類に基づき調査した結果、各種提出書類および各決裁書類などは、適切に処理、整理されており、適正に執行されていた。

(4) 施工

施工においては、工事施工計画は適切か、各種承諾図書、工事記録、写真等の請負人提出書類は完備しているかなどについて調査した結果、適正に執行されていた。

(5) 工事監理

工事監理においては、直営により実施されており、工事監理に必要な図書類を調査した結果、適正に執行されていた。